

別表2 (第3章第21条による)

介護老人福祉施設

1. 料金

平成24年4月1日改定

	入所区分	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
基本施設サービス費	の三平成 入所者十二 月三十一 日以前	旧措置入所者 介護福祉施設 サービス費 (Ⅱ) 多床室  (1日につき)	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	6,640 円 7,799 円 7,799 円 9,201 円 9,201 円	664 円 780 円 780 円 921 円 921 円
※ 保険給付内サービス利用料	項 目		単 位	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
	常勤医師配置加算		1日につき	263 円	27 円
	精神科医療養指導加算		1日につき	52 円	6 円
	日常生活継続支援加算		1日につき	242 円	25 円
	看護体制加算 (Ⅰ) イ		1日につき	63 円	7 円
	看護体制加算 (Ⅰ) ロ		1日につき	42 円	5 円
	看護体制加算 (Ⅱ) イ		1日につき	137 円	14 円
	看護体制加算 (Ⅱ) ロ		1日につき	84 円	9 円
	夜勤職員配置加算 (Ⅰ) イ		1日につき	231 円	24 円
	夜勤職員配置加算 (Ⅰ) ロ		1日につき	137 円	14 円
	若年性認知症入所者受入加算		1日につき	1,264 円	127 円
	準ユニットケア加算		1日につき	52 円	6 円
	栄養マネジメント加算		1日につき	147 円	15 円
	経口移行加算 (医師の指示に基づく)		1日につき	295 円	30 円
	経口維持加算Ⅰ (医師の指示に基づく)		1日につき	295 円	30 円
	経口維持加算Ⅱ (医師の指示に基づく)		1日につき	52 円	6 円
	口腔機能維持管理体制加算		一月につき	316 円	32 円
	口腔機能維持管理加算		一月につき	1,159 円	116 円
	療養食加算 (医師の指示に基づく)		1日につき	242 円	25 円
	個別機能訓練加算		1日につき	126 円	13 円
	認知症専門ケア加算 (Ⅰ)		1日につき	31 円	4 円
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)		1日につき	42 円	5 円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内)		1日につき	2,108 円	211 円
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		1日につき	126 円	13 円
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		1日につき	63 円	7 円
	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		1日につき	63 円	7 円
	外泊時費用 (月に6日以内)		1日につき	2,592 円	260 円
	初期加算 (入所後30日以内)		1日につき	316 円	32 円
	看取り介護加算 (死亡日以前4~30日)		1日につき	843 円	85 円
	看取り介護加算 (死亡日の前日・前々日)		1日につき	7,167 円	717 円
	看取り介護加算 (死亡日)		1日につき	13,491 円	1,350 円
	在宅・入所相互利用加算		1日につき	316 円	32 円
在宅復帰支援機能加算		1日につき	105 円	11 円	
退所前訪問相談援助加算		1回につき	4,848 円	485 円	
退所後訪問相談援助加算		1回につき	4,848 円	485 円	

※保険給付内 サービス利用料	加算サービス費	項目	単位	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
		退所時相談援助加算	1回限り	4,216 円	422 円
		退所前連携加算	1回限り	5,270 円	527 円
		介護職員処遇改善加算 (I)	一月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.5%	左記の1割

平成23年11月1日改定

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	利用料金
	※ 居住費 (光熱水費相当)	利用者負担第1～第3段階	1日につき	320 円
		利用者負担第4段階	1日につき	320 円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	1日につき	1,380 円
		利用者負担第4段階	1日につき	1,380 円
	日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択していただきます		150 円
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り	

※居住費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

## 2. 居住費・食費の減免制度について

介護保険負担限度額認定 (世帯の構成や課税状況等により判断されます)		単位	居住費	食費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方 (※)	1日につき	0 円	300 円
第2段階	○住民税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方 ○境界層該当者の方 (※)	1日につき	320 円	390 円
第3段階	○住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方 ○住民税課税層における特例減額措置の適用がある方 ○境界層該当者の方 (※)	1日につき	320 円	650 円

(※) 境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。

(福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います)